

労務協会通信

協同組合 阪神中小企業労務協会
 TEL 06-6482-2481 FAX 06-6482-1028
 E-mail hanshineroKyo.net
 URL http://rokyo.net

介護保険料率の変更について

送信枚数 本紙含み 1 枚

平素は当協会の運営にご協力頂き誠にありがとうございます。

平成21年3月から介護保険料が変更となりますのでお知らせ致します。毎月の給与からの保険料徴収については、従来どおり別途お渡しする社会保険料一覧表により控除を行って頂き賞与の保険料については下記記載の計算式にて算出し、保険料を天引きして頂きますようお願い致します。



平成21年3月 から 平成21年8月 の間に支給する賞与の保険料(本人負担分)

健康保険料 … 賞与支給額(千円未満切捨て) × **4.1%** **【変更無し】**
(健康保険組合加入の事業所は異なる場合があります)

介護保険料 … 賞与支給額(千円未満切捨て) × **0.595%** **【変更】**
(40歳以上65歳未満の被保険者)

厚生年金保険料 … 賞与支給額(千円未満切捨て) × **7.675%** **【変更無し】**

なお、賞与の上限については、健康保険は年間540万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)、厚生年金と児童手当拠出金は1ヶ月当たり150万円が上限となります。

…健康保険証の切替えについて…

健康保険は、昨年10月以降「政府管掌」から「協会けんぽ」へと移行し、保険証についても昨年10月以降入社した方や、保険証の再交付をした方などについては、順次「青色」の新保険証へと切替えが行われています。

現在、旧の保険証(肌色)をお持ちの方についても、本年6月以降、一斉に新しい保険証への切替えが行われる予定となっております。

その折には各事業所様へ、切替えが済んでいない全従業員様の保険証の回収をお願いする事となりますので、ご協力の程宜しくお願いいたします。